道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

## 改正概要

(1) 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等に関する改正 (細目告示第 20 条、第 98 条、第 176 条関係)

「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則(第134号)」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

## 【適用範囲】

○ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)

## 【改正概要】

〇 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料配管等に関し「水素燃料自動車の 安全基準に係る協定規則(第 134 号)」の技術的な要件に適合しなければならな いこととします。

(従前から適用されている「水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則(第 13 号)」及び「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準(細目告示別添 100)」」と同等の要件)

〇 衝突試験後の燃料漏れ要件について、フルラップ前面衝突試験方法を「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第137号)」に整合させます。(車両総重量 2.8t 以下であって、乗車定員 10人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車に限る。)

## 【適用時期】

- 「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則(第134号)」の技術的な要件 新型車:平成30年9月1日
- 衝突試験後の燃料漏れ要件:以下の表のとおり

(※新型車のみ)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車	2.8t 以下	平成 30 年 9 月 1 日
定員 10 人未満のもの	2.8t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車	2.8t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
定員 10 人未満のもの(輸入自動車に限る。)	2.8t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車	_	平成 35 年 9 月 1 日
定員 10 人のもの		
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 35 年 9 月 1 日

〇その他、項目の整理等、必要な改正を行います。